

# 情報提供

那医発第 74 号  
令和5年4月17日

施設長 各位

那覇市医師会

会長 友利 博朗

担当理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致します。お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

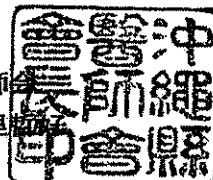
沖医発第 96号

令和 5 年 4 月 17 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会

会長 安里 勝



## 令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施 並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについての通知となっております。

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することが出来る仕組みが構築されております。

当該仕組みの下で行われる令和6年度以降における特定健康診査等の実施について、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについては別添の通りとなります。

令和6年4月1日から適用になることに伴い、「令和2年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」は、令和6年3月31日をもって廃止されます。ただし、令和5年度に実施された特定健康診査及び同年度特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

記

- 令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

(令和5年4月5日 (日医発第51号) (健II))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務2課: 赤嶺

TEL: 098-888-0087

FAX: 098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



16

日医発第 51 号(健Ⅱ)  
令和 5 年 4 月 5 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会会长

松本吉郎  
(公印省略)

令和 6 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに  
健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

令和 6 年度以降の特定健康診査及び特定保健指導（以下、「特定健診等」という。）の実施にあたり、今般、厚生労働省において別添の関連通知等の改正が行われ、各都道府県知事等宛通知等がなされるとともに、本会宛周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

今般、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みが構築されております。

当該仕組みの下で行われる令和 6 年度以降における特定健康診査等の実施について、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取り扱いについては、添付のとおりとなります。

本通知は、令和 6 年 4 月 1 日から適用となることに伴い、「令和 2 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止されます。ただし、令和 5 年度に実施された特定健康診査及び同年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとしています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

健発 0331 第 4 号  
保発 0331 第 6 号  
令和 5 年 3 月 31 日

(別記) 殿

厚生労働省健康局長  
(公印省略)  
厚生労働省保険局長  
(公印省略)

令和 6 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診  
実施機関等により作成された記録の取扱いについて

標記について、別添のとおり都道府県知事宛てに通知しておりますので、貴職  
におかれましても適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

令和6年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診  
実施機関等により作成された記録の取扱いについて  
別記宛先

地方厚生（支）局長

健康保険組合連合会長

全国健康保険協会理事長

国民健康保険中央会長

全国国民健康保険組合協会会長

社会保険診療報酬支払基金理事長

共済組合連盟会長

日本私立学校振興・共済事業団理事長

地方公務員共済組合協議会会長

日本医師会会長

日本歯科医師会会長

結核予防会理事長

全国労働衛生団体連合会会長

全日本病院協会会長

日本総合健診医学会理事長

日本人間ドック学会理事長

日本病院会長

予防医学事業中央会理事長

日本看護協会会長

日本栄養士会会長

保健医療福祉情報システム工業会会長

日本保健指導協会代表理事

健発 0331 第 4 号  
保発 0331 第 6 号  
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長  
( 公印省略 )

厚生労働省保険局長  
( 公印省略 )

## 令和 6 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて

今般、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営するオンライン資格確認等システムを利用し、マイナポータルを通じて本人が自らの特定健康診査情報等を閲覧することができる仕組みを構築しています。

当該仕組みの下で行われる令和 6 年度以降における特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）（以下「特定健康診査等」という。）の実施について、その内容等の詳細及び健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについては、下記のとおりです。管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏なきようお願ひいたします。

また、本通知は令和 6 年 4 月 1 日から適用します。これに伴い、令和 2 年 3 月 31 日付け健発 0331 第 7 号・保発 0331 第 2 号厚生労働省健康局長・保険局長連名通知「令和 2 年度以降における特定健康診査及び特定保健指導の実施並びに健診実施機関等により作成された記録の取扱いについて」は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止します。ただし、令和 5 年度に実施された特定健康診査及び同年度の特定健康診査の結果に基づく特定保健指導については、なお従前の例によることとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第一 特定健康診査

#### 1 特定健康診査を受診する者に対する事前の通知について

特定健康診査の受診者に対し、特定健康診査を実施する前に、次の(1)及び(2)について通知しておくこと。

##### (1) 特定健康診査の意義

特定健康診査は、自分自身の健康状態を認識できる機会であることや、日々の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくるものであるということ。

##### (2) 検査前の食事の摂取、運動について

ア アルコールの摂取や激しい運動は、特定健康診査の前日は控えること。

イ 午前中に特定健康診査を実施する場合は、空腹時血糖、空腹時中性脂肪等の検査結果に影響を及ぼすため、特定健康診査前10時間以上は、水以外の飲食物を摂取しないこと。

ウ 午後に特定健康診査を実施する場合は、ヘモグロビンA1c検査を実施する場合であっても、軽めの朝食とするとともに、他の検査結果への影響を軽減するため、特定健康診査まで水以外の飲食物を摂取しないことが望ましいこと。

エ やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合には、食後3.5時間以降に採血を行うこと。

#### 2 特定健康診査の実施方法及び判定基準について

##### (1) 既往歴の調査

高血圧症、脂質異常症及び糖尿病の治療に係る薬剤の服用の有無及び喫煙習慣について、確実に聴取すること。

##### (2) 腹囲の検査

ア 立位、軽呼気時において、臍（へそ）の高さで測定すること。

イ 脂肪の蓄積が著明で臍が下方に変位している場合は、肋骨下縁と上前腸骨棘の中点の高さで測定すること。

ウ より詳細については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のホームページ（※1）において示されているので、これらを参考とすること。

※1 <https://www.nibiohn.go.jp/eiken/info/kokuchou.html>

##### (3) 血圧の測定

ア 測定回数は、原則2回とし、その2回の測定値の平均値を用いること。ただし、実施状況に応じて、1回の測定についても可とする。

イ その他、測定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第7版」（一般社団法人日本循環器病予防学会編。以下同じ。）等）が示されているので、これを参考とすること。

##### (4) 血中脂質検査及び肝機能検査

- ア 原則として、分離剤入りブレイン採血管を用いること。
- イ 採血後、原則として早急に遠心分離し、24 時間以内に測定するのが望ましい。なお、これが困難な場合は、採血後に採血管は冷蔵又は室温で保存し、12 時間以内に遠心分離すること。
- ウ 血清は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測定すること。
- エ 血中脂質検査の測定方法については、トレーサビリティ(検査測定値について、測定の基準となる標準物質に合わせられること)をいう。以下同じ。)のとれた可視吸光光度法、紫外吸光光度法等によること。なお、LDLコレステロールの値は、中性脂肪の値が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合を除き、フリードワルド式を用いて算出することができ、中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は、No n-HDLコレステロールの値を用いて評価することができる。LDLコレステロール(フリードワルド式)及びNo n-HDLコレステロールの値は、次式により算出する。
- ① LDLコレステロール(フリードワルド式) (mg/dl) = 総コレステロール (mg/dl) - HDLコレステロール (mg/dl) - 空腹時中性脂肪 (mg/dl) / 5
- ② No n-HDLコレステロール (mg/dl) = 総コレステロール (mg/dl) - HDLコレステロール (mg/dl)
- オ 空腹時中性脂肪であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、食直後を除き隨時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。なお、空腹時とは、絶食 10 時間以上、食直後とは、食事開始時から 3.5 時間未満とする。
- カ 肝機能検査の測定方法については、AST(GOT) 及び ALT(GPT) 検査については、トレーサビリティのとれた紫外吸光光度法等によるとともに、γ-GT(γ-GTP) 検査については、トレーサビリティのとれた可視吸光光度法等によること。

## (5) 血糖検査

次のア又はイのいずれかの方法により行うこと。

### ア 血中グルコースの量の検査

- ① 空腹時血糖であることを明らかにすること。なお、10 時間以上食事をしていない場合を空腹時血糖とすること。やむを得ず空腹時以外において採血を行い、ヘモグロビン A1c を測定しない場合は、食直後を除き随时血糖により血糖検査を行うことができる。なお、食直後とは、食事開始時から 3.5 時間未満とする。
- ② 原則として、フッ化ナトリウム入り採血管(血糖検査用採血管)を用いること。
- ③ 採血後、採血管内を 5 ~ 6 回静かに転倒・混和すること。
- ④ 混和後、採血管は冷蔵で保管し、採血から 6 時間以内に遠心分離して測定することが望ましいが、困難な場合には、採血から 12 時間以内に遠心分離し測定すること。
- ⑤ 遠心分離で得られた血漿は、測定まで冷蔵で保存し、採血から 72 時間以内に測定すること。
- ⑥ 測定方法については、トレーサビリティのとれた電位差法、可視吸光光度法、

紫外吸光度法等によること。

イ ヘモグロビン A1c 検査

- ① フッ化ナトリウム入り採血管（血糖検査用採血管）又はエチレンジアミン四酢酸（E D T A）入り採血管を用いること。
- ② 採血後、採血管を 5～6 回静かに転倒・混和すること。
- ③ 混和後、採血管は、冷蔵で保管すること。
- ④ 採血後、48 時間以内に測定すること。
- ⑤ 測定方法については、トレーサビリティのとれた免疫学的方法、高速液体クロマトグラフィー（H P L C）法、酵素法等によること。

(6) 尿中の糖及び蛋白の検査

ア 原則として、中間尿を採尿すること。

イ 採取後、4 時間以内に試験紙法で測定することが望ましいが、困難な場合には、尿検体を専用の容器に移して密栓し、室温で保存する場合は 24 時間以内、冷蔵で保存する場合は 48 時間以内に測定すること。

ウ その他、測定方法及び判定方法については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(7) 貧血検査

ア エチレンジアミン四酢酸（E D T A）入り採血管を用いること。

イ 採血後、採血管内のエチレンジアミン四酢酸（E D T A）を速やかに溶かすこと。

ウ 混和後、室温に保管し、12 時間以内に測定すること。

(8) 心電図検査

ア 安静時の標準 12 誘導心電図を記録すること。

イ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(9) 眼底検査

ア 手持式、額帶式、固定式等の電気検眼鏡又は眼底カメラ撮影により実施すること。

イ 高血糖者に対しては、原則、両眼の眼底撮影を行う。その上で、所見の判定がより重症な側の所見を記載すること。

ウ その他、検査方法及び判定基準については、関係団体により手引書（「循環器病予防ハンドブック第 7 版」等）が示されているので、これを参考とすること。

(10) 血清クレアチニン検査

ア 血清クレアチニン検査については、可視吸光度法（酵素法）等によること。

イ e G F R により腎機能を評価すること。

ウ e G F R は、次式により算出する。

$$\text{男性 : e G F R (ml/分/1.73 m^2)} = 194 \times \text{血清クレアチニン値}^{-1.094} \times \text{年齢}^{-0.207}$$

$$\text{女性: eGFR} (\text{ml/分}/1.73 \text{m}^2) = 194 \times \text{血清クレアチニン値}^{1.04} \times \text{年齢}^{-0.287} \times 0.739$$

#### (iv) その他

- ア 現在の生活習慣、過去の健康診査の受診状況、家族歴等について、必要に応じて質問票等により聴取すること。
- イ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令に基づき行われる健康診断において、特定健康診査に相当する項目を実施したことを保険者が確認した場合は、第一の 2 の(1)から(10)までに掲げる実施方法と異なるものであっても、特定健康診査の全部又は一部を行ったものとすること。

### 第二 特定健康診査の結果通知

#### 1 特定健康診査の結果通知

- (1) 特定健康診査の結果通知は全ての特定健康診査の受診者に行うこと。
- (2) 特定健康診査の受診者に対して、特定健康診査の結果を通知するに当たっては、異常値を示している項目、異常値の程度及び異常値が持つ意味等を受診者に分かるようにすること。
- (3) 特定健康診査の結果通知の様式例については別紙 1 のとおりであるので、これを参考とされたい。なお、特定健康診査の結果通知の様式は、別紙 1 の様式例の記載事項を最低限含み、受診者に対する効果的な結果通知であれば、別紙 1 の様式例を変更し使用することは差し支えない。

#### 2 特定健康診査の結果通知に当たっての留意事項

特定健康診査の結果通知に当たっては、特定健康診査の受診者が自らの健康状態を自覚し、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供すること。また、特定健康診査の受診者と医療関係者間の情報共有が円滑に進むよう工夫すること。なお、当該情報の提供に当たっては、次の(1)から(3)までに掲げる事項に留意すること。

- (1) 特定健康診査の結果等から受診者個人に合わせたものを受診者ごとに提供すること。
- (2) 提供する情報は、次のアからウまでに掲げる内容を含むこと。
  - ア 特定健康診査の意義（自分自身の健康状態を認識できる機会、日頃の生活習慣が特定健康診査の結果に表れてくる等）や特定健康診査の結果の見方（特定健康診査の結果が表す意味を自分自身の身体で起きていることと関連づけられる内容）
  - イ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）や生活習慣病に関する基本的な知識と、対象者のどのような生活習慣が生活習慣病を引き起こすかということ、食生活、身体活動・運動等の生活習慣、料理や食品のエネルギー量、身体活動・運動によるエネルギー消費量
  - ウ 対象者にとって身近で活用できる健康増進施設、地域のスポーツクラブや運動教室、健康に配慮した飲食店や社員食堂等に関する情報
- (3) 特定健康診査の結果等から特に問題のない者については、特定健康診査の結果の見方その他健康の保持や増進に資する内容の情報を提供すること。

### 第三 特定保健指導

#### 1 保健指導に関する一定の実務経験のある看護師について

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）附則第 2 条中「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とあるのは、平成 20 年 4 月現在において 1 年以上（必ずしも継続した 1 年間である必要はない）、保険者が保健事業として実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務又は事業主が労働者に対して実施する生活習慣病予防に関する相談及び教育の業務に従事した経験を有する看護師と解すること。なお、業務に従事とは、反復継続して当該業務に専ら携わっていることを意味するものである。
- (2) 特定保健指導を受託する機関は、当該「保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、保険者や事業主等が作成した 1 年以上実務を経験したことを証明する文書（「実務経験証明書」という。）を提出すること。

#### 2 積極的支援対象者に対する初回面接後の支援について

- (1) 積極的支援対象者のうち、前年度において、積極的支援対象者であり、かつ、前年度において積極的支援を終了した者に対する支援
- ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成 25 年厚生労働省告示第 91 号。以下「特定保健指導の実施方法告示」という。）第 2 の 1 の(2)中「腹囲及び体重の値が一定程度減少していると認められるもの」とは、当該年度の特定健康診査の結果において、前年度の特定健康診査の結果と比べ、BMI が  $30 \text{ (kg/m}^2\text{)}$  未満の場合は、腹囲 1.0 (cm) 以上かつ体重 1.0 (kg) 以上減少している者、BMI が  $30 \text{ (kg/m}^2\text{)}$  以上の場合は、腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少している者であること。
- イ アに掲げる者に対しては、初回の面接による支援が終了した後、必要に応じた支援又は 3 ヶ月以上の継続的な支援を行うこと。必要に応じた支援は、特定保健指導の実施方法告示第 2 の 2 の(Ⅲ)、(Ⅳ)及び(Ⅴ)に規定する方法により算定するポイントの合計が 180 ポイント未満でもよい。

#### 3 食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者について

- (1) 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者
- ア 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 7 条第 1 項第 2 号及び第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者（平成 20 年厚生労働省告示第 10 号。以下「実践的指導実施者告示」という。）第 1 の 1 中「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに薬剤師、助産師、准看護師、歯科衛生士を含む趣旨であること。
- イ 実践的指導実施者告示第 1 の 2 中「1 に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するのは、令和 2 年 3 月 31 日改正前の事業場における労働

者の健康保持増進のための指針(昭和63年9月1日健康保持増進のための指針公示第1号。以下「旧THP指針」という。)に基づく産業栄養指導担当者であって別紙2の追加研修を受講した者又は旧THP指針に基づく産業保健指導担当者であって別紙3の追加研修を受講した者であること。

ウ なお、旧THP指針に基づく産業栄養指導担当者であって管理栄養士である者、又は旧THP指針に基づく産業保健指導担当者であって保健師又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)である者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加研修を受講する必要はないものとすること。

エ また、平成20年3月31日までに、旧THP指針別表の5に定める産業栄養指導専門研修を修了した産業栄養指導担当者又は旧THP指針別表の6に定める産業保健指導専門研修を修了した産業保健指導担当者については、それぞれ別紙2又は別紙3の追加研修を受講する必要はないものとすること。

オ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で食生活の改善指導を実施するものであること。

カ 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有する者においては、3ヶ月以下での運動指導を実施することができるものとする。なお、メツツの考え方などについては、厚生労働省のホームページ(※2)に「健康づくりのための身体活動基準2013」が示されているので、これを参考とすること。

※2 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200002sample-atu/2r985200002expol.pdf>

## (2) 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者

ア 実践的指導実施者告示第2の1中、「看護師、栄養士等」とあるのは、看護師、栄養士のほかに歯科医師、薬剤師、助産師、准看護師、理学療法士を含む趣旨であること。

イ 実践的指導実施者告示第2の2中「1に定める者と同等以上の能力を有すると認められる者」に相当するものは、公益財団法人健康・体力づくり事業財団が認定する健康運動指導士のほか、旧THP指針に基づく運動指導担当者であって、別紙4の追加研修を受講した者であること。

ウ なお、旧THP指針に基づく運動指導担当者であって保健師及び管理栄養士並びに第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)である者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとすること。

エ また、平成20年3月31日までに旧THP指針別表の2に定める運動指導専門研修を修了した運動指導担当者については、別紙4の追加研修を受講する必要はないものとすること。

オ 運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、医師、保健師、管理栄養士又は第三の1(1)の保健指導に関する一定の実務経験を有する看護師(令和12年3月31日までの期間に限る。)が作成する特定保健指導支援計画に基づき、これらの者の統括の下で運動指導を実施するものであること。

(3) 実践的指導実施者告示別表に定める研修

- ア 実践的指導実施者告示別表に定める研修を実施する機関は、次に掲げる条件を満たすものであること。
- ① 厚生労働省のホームページ上に設けるデータベースに上記研修を実施する機関として所定の登録を行うこと。
- ② 研修で用いる教材は、「循環器疾患・糖尿病等生活習慣病を予防するための情報通信技術を活用した保健指導プログラム及びその実践のための手引きの作成と検証」(研究代表者：春山早苗、令和2年度厚生労働科学研究)において作成された研修教材の内容を最低限含むものとすること。
- ③ 研修を行う講師は、医師、保健師又は管理栄養士としての実務経験があり保健指導の専門的知識及び技術を有する者、又はこれと同等以上の知識経験を有する者であること。
- ④ 研修修了者に対して、研修を修了したことを証明する書面を交付すること。
- イ なお、実践的指導実施者告示別表に定める内容は最低限のものであり、必要に応じてカリキュラムを追加して実施することが望ましい。
- ウ 実践的指導実施者告示第1の1、第2の1の看護師、栄養士等は、実践的指導を実施するまでに、当該告示別表第1、別表第2に定める研修を修了していること。
- エ 特定保健指導を受託する者は、実践的指導実施者告示を満たす者が受託業務に従事する予定がある場合には、委託元の保険者に対し、実践的指導実施者が当該告示別表第1、別表第2に定める研修を修了したこと等を証明する文書を提出すること。

4 特定保健指導支援計画について

- (1) 特定保健指導支援計画においては、行動計画、支援内容のほか、保健指導の実施状況及びその結果並びに終了時の評価結果等を記載し、実施報告書としての役割を備えること。
- (2) なお、特定保健指導支援計画及び実施報告書については、別紙5の様式例を参考すること。
- (3) 動機付け支援においても、別紙5の様式例を参考として、行動計画、保健指導の実施状況及び終了時の評価結果等を記載した実施報告書を作成すること。

5 健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱いについて

健診実施機関等が特定健康診査等を実施した場合の記録の取扱い及び保険者への送付方法等については、以下のとおりとすること。

- (1) 電磁的方法により保険者に対して提出すること。また提出すべき特定健康診査等に関する記録の内容は、別紙6のとおりとする。
- (2) 特定健康診査等に関する電磁的記録は、原則として、XMLで記述するものとする。
- (3) マイナポータルへの閲覧に供する等のため、後期高齢者の健康診査情報を電磁的方法により後期高齢者医療広域連合へ送付する場合、上記(1)、(2)に準じるものとする。

る。

## 6 その他

- (1) 特定保健指導を行う者は、以下ア及びイの事項を遵守すること。
  - ア 特定保健指導を行う際に、特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
  - イ 特定保健指導を行う者である地位を利用し、不当に特定の商品又はサービス等の販売、推奨又は勧誘等を行わないこととすること。
- (2) 特定保健指導に関する具体的な実施方法等については、厚生労働省健康局より示される「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」の第3編保健指導を参考とすること。

以上

(表面)

## 特定健康診査受診結果通知表

フリガナ		生年月日	年 月 日	健診年月日	年 月 日
氏 名		性別／年齢	男・女 歳	特定健康診査 受診券番号	

既往・現病			
服薬		喫煙	
自覚症状			
他覚症状			

項目	基準値	今回	前回	前々回
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
身体計測	身長(cm)			
	体重(kg)			
	腹囲(cm)			
	B M I			
血圧	収縮期 血圧 (mmHg)			
	拡張期 血圧 (mmHg)			
血中脂質検査	空腹時中性脂肪 (mg/dl)			
	随時 中性 脂肪 (mg/dl)			
	HDL-コレステロール (mg/dl)			
	LDL-コレステロール* (mg/dl)			
	Non-HDLコレステロール* (mg/dl)			
肝機能検査	A S T ( G O T ) (U/L)			
	A L T ( G P T ) (U/L)			
	γ-GT(γ-GTP) (U/L)			
血糖検査 <small>(いずれかの項目の実施です)</small>	空腹時 血 糖 (mg/dl)			
	ヘモグロビンA1c(NGSP値) (%)			
	随 時 血 糖 (mg/dl)			
尿検査	糖			
	蛋白			

\* LDLコレステロールについては、中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血(食後3.5時間以上10時間未満)の場合はNon-HDLコレステロールの測定に代えられる

## (裏面)

黄血検査	赤血球数(万/mm <sup>3</sup> )				
	血色素量(g/dl)				
	ヘマトクリット値(%)				
心電図検査	所見				
眼底検査	所見				
血清クレアチニン検査	血清クレアチニン値(mg/dl)				
	eGFR (ml/min/1.73m <sup>2</sup> )				

## メタボリックシンドローム判定

医師の判断	医師の所見(判定)	
	詳細検査実施の理由	
	検査未実施の理由	
	医師の氏名	

## (備考)

- この用紙は、日本工業規格A4判4版とすること。
- 「性別」の欄は、該当しない文字を抹消すること。
- 基準値を外れている場合には、「\*」を測定結果欄に記入すること。
- 「メタボリックシンドローム判定」の欄は、「基準該当／予備群該当／非該当」を記入すること。
- 「医師の判断」の欄は、
  - 特定健康診査の結果を踏まえた医師の所見
  - 貧血検査、心電図検査、眼底検査及び血清クレアチニン検査を実施した場合の理由
  - 基本的な健診項目の一部の検査を実施しなかった場合の理由「生理中／腎疾患等の基礎疾患があるため排尿障害を有する」を記入すること。

## 別紙2

分野	範囲	時間
1. メンタルヘルスケア	ストレスとその関連疾患 (メタボリックシンドローム) の理解	0. 5
2. 栄養指導	(1)食行動変容と栄養教育 (2)ライフステージ、ライフスタイル別栄養指導	2. 5
3. 健康教育	(1)健康生活への指導プログラムの基礎知識と方法 (2)メタボリックシンドロームに関する健康教育	3. 0
4. 生活指導	(1)健康に影響する生活環境要因と生活指導 (2)個人の健康課題への対処行動（保健行動） (3)個別・集団の接近技法 (4)ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導	6. 0
	計	12. 0

## 別紙3

分野	範囲	時間
1. 栄養指導	(1)食行動変容と栄養教育 (2)ライフステージ、ライフスタイル別栄養指導	4. 5
2. 研究討議	意見交換（メタボリックシンドローム関連）	1. 5
3. 生活指導	(1)健康に影響する生活環境要因と生活指導 (2)個人の健康課題への対処行動（保健行動） (3)個別・集団の接近技法 (4)ライフステージ、健康レベル別健康課題と生活指導	6. 0
計		12. 0

## 別紙4

分野	範囲	時間
1. 運動の基礎科学	女性の体力・運動能力の特徴とトレーニング	1. 5
2. 栄養指導	身体活動量の定量法とその実際	2. 0
3. 生活習慣病予防 と運動	(1)生活習慣病 (2)運動プログラムの管理 (3)機能解剖とバイオメカニクス	1.1. 5 2. 5 2. 5
4. 運動行動変容の 理論と実際	運動行動変容の理論と実際	4. 0
	計	24. 0

## 特定保健指導支援計画及び実施報告書の例

別紙5

1. 保健指導対象者名	利用券番号	2. 保険者名	保険者番号			
3. 保健指導機関名(番号)・保健指導責任者名 経営保健指導専門家		4. 保健指導機関番号 保健指導責任者名(略称)				
5. 保健指導区分 動機付け支援 積極的支援 動機付け支援相談		6. 保健指導コース名 a. 健診実施年月日				
7. 繼続的支援期間 支援予定期間 開始(初回面接実施)年月日 終了年月日		週				
8. 初回面接の支援形態・実施する者の職種						
支援形態	実績					
支援形態	個別支援(対面)・個別支援(遠隔)・グループ支援(対面)・グループ支援(遠隔)					
支援形態(分割実施の場合の2回目)	個別支援(対面)・個別支援(遠隔)・グループ支援(対面)・グループ支援(遠隔)・電話・電子メール等					
健診実施の初回面接	実施なし・当日・1箇箇面接(吉日は除く)					
実施者の氏名						
実施者の職種	医師・保健師・看護師・薬剤師・理学療法士・その他の職業					
9. 繰続的な支援の支援形態・ポイント(計画)						
支援形態	回数(回)	実施時間分	ポイント(点)			
個別支援(対面)						
個別支援(遠隔)						
グループ支援(対面)						
グループ支援(遠隔)						
電話						
電子メール等						
合計						
10. 実施体制表(新規事業者)						
	個別支援 (対面)	個別支援 (遠隔)	グループ 支援 (対面)	グループ 支援 (遠隔)	電話	電子 メール等
A (機関番号)						
B (機関番号)						
C (機関番号)						
D (機関番号)						

11. 保健指導の評価			
12. 中間評価			
実施年月日	支援形態	実施者の氏名	実施者の職種
計画			
実施			
13. 行動計画の実績評価			
実施年月日	支援形態	実施者の氏名	実施者の職種
計画			
実施			
14. 行動目標・行動計画			
設定日付 (設定した目標)	年 月 日 印	年 月 日(中間評価)	年 月 日
測定	cm kg mmHg mmHg kg kg	cm kg mmHg mmHg kg kg	cm kg mmHg mmHg kg kg
体重	kg	kg	kg
収縮期血圧	mmHg	mmHg	mmHg
拡張期血圧	mmHg	mmHg	mmHg
一日の運動による目標エネルギー量			
一日の運動による目標エネルギー量			
一日の食事による目標エネルギー量			
行動目標(食習慣の改善)			
行動目標(運動習慣の改善)			
行動目標(睡眠習慣の改善)			
行動目標(体調習慣の改善)			
行動目標(その他の生活習慣の改善)			
達成した計画			
計画・体重	計画なし・1cm・1kg・2cm・2kg 計画あり・計画なし	未達成・1cm・1kg・2cm・2kg 未達成・達成・目標なし	未達成・1cm・1kg・2cm・2kg 未達成・達成・目標なし
行動計画(食習慣の改善)	計画あり・計画なし	未達成・達成・目標なし	未達成・達成・目標なし
行動計画(運動習慣の改善)	計画あり・計画なし	達成未達成・認証達成・ 非認證・新規目標なし	達成未達成・認証達成・ 非認證・新規目標なし
行動目標(睡眠習慣の改善)	計画あり・計画なし	未達成・達成・目標なし	未達成・達成・目標なし
行動計画(体調習慣の改善)	計画あり・計画なし	未達成・達成・目標なし	未達成・達成・目標なし
行動計画(その他の生活習慣の改善)	計画あり・計画なし	未達成・達成・目標なし	未達成・達成・目標なし
(変更理由)			
計画上のポイント(アウトカム評価の合計)	P		

## 13 保健指導の実施状況

## ② 健康面接による支援

実施年月日	実施時間	部位	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	保健指導実績内容	
						確認・実施者名	確認・実施者名
2023/10/10 ～ □午前 □午後 □深夜	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg
2023/10/10 ～ □午前 □午後 □深夜	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg

## ③ 総括的な支援(プロセス評価)

実施年月日	部位	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	生活習慣の改善状況	支援内容	支援ポイント	累計ポイント	コメント(任意)
2023/10/10 ～ □午前 □午後 □深夜	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg
2023/10/10 ～ □午前 □午後 □深夜	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg
2023/10/10 ～ □午前 □午後 □深夜	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg
2023/10/10 ～ □午前 □午後 □深夜	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg

## 14 行動計画の実績評価(アウトカム評価)(腰痛、体重は必須)

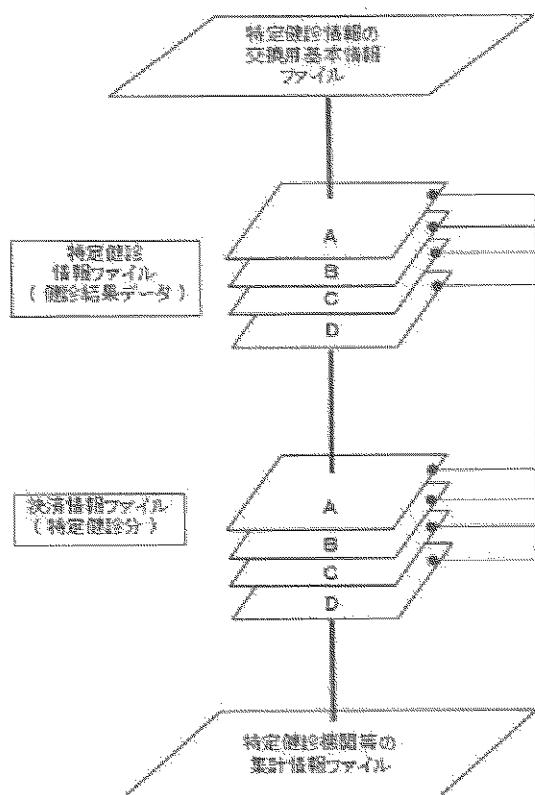
実施年月日	部位	体重	収縮期血圧	拡張期血圧	指導の種類と実績		支援形態	ポイント(合計)
					実績	目標		
～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg
～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg
～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg
～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ □医療 □保健指導 □看護師 □その他	～ kg	～ mmHg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg	～ kg	～ mmHg

## 15 累積合計ポイント(プロセス評価+アウトカム評価)

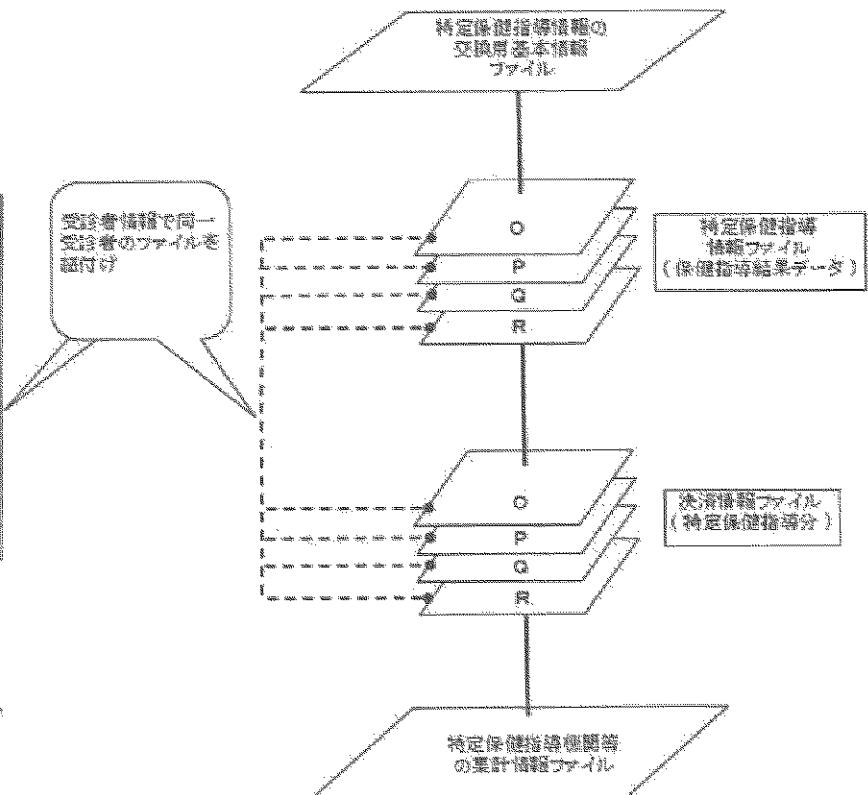
プロセス評価	アウトカム評価	合計
初回面接	契約的文書	実績評価

**特定健診・特定保健指導データのファイル概念図**  
**(実施機関から医療保険者への送付用)**

1 特定健診データ



2 特定保健指導データ



## 特定健診データの電子的管理のためのファイル仕様

特定記録情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル。)

ファイルの記載内容	ファイル名	データ形式	記載内容	備考
特定健診の交換用情報	種別	数字	固定	結果届け・改め送付等の別を記録
	送付元機関	数字	可変	特定健診機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録
	送付先機関	数字	可変	特定健診機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録
	作成年月日	数字	固定	ファイルの作成年月日(西暦)を記録
	実施区分	数字	固定	特定健診「1」を記録
	送ファイル数	数字	可変	特定健診情報ファイルの数と決済情報ファイルの数を合わせた送ファイル数を記録

3. 特定健診情報ファイル(1健診結果あたり1ファイル。1送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記載内容	ファイル名	データ形式	記載内容	備考
受診情報	報告区分	数字	固定	実施区分(1回) + 「1」 改め送付、「10」を記録
	実施年月日	数字	固定	特定健診の実施年月日(西暦)を記録
	特認プログラムサービスコード	数字	固定	健診実施時の区分を記録
特定健診機関情報	特定健診機関番号	数字	固定	特定健診機関番号を記録
	名称	英数	可変	特定健診機関名称を記録
	郵便番号	数字	固定	特定健診機関の郵便番号を記録
	所在地	英数	可変	特定健診機関の所在地を記録
	電話番号	英数	可変	特定健診機関の電話番号を記録
	整理用番号1	英数	固定	
受診者情報	整理用番号2	英数	固定	
	整理用番号3	英数	固定	
	整理用番号4	英数	固定	
	整理用番号5	英数	固定	
	整理用番号5チェックコード	英数	固定	
	保険者番号	数字	固定	特定健診の受診者が加入している保険者番号を記録
受診券情報	被保険者証等記号	漢字又は英数	可変	特定健診の受診者の被保険者証等記号を記録
	被保険者証等番号	漢字又は英数	可変	特定健診の受診者の被保険者証等番号を記録
	枝番	数字	固定	個人単位被保険者番号の枝番を記録
	氏名	全角カタカナ	可変	特定健診の受診者氏名を記録
	生年月日	数字	固定	特定健診の受診者の生年月日(西暦)を記録
	男女区分	数字	固定	特定健診の受診者の性別を記録
特定健診の健診結果情報(既往歴を含む)(注5)	郵便番号	英数	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録
	住所	漢字	可変	受診券裏面に記入された受診者の住所を記録
	受診券整理番号	数字	固定	保険者が記載した受診券の整理番号を記録
	有効期限	数字	固定	受診券の有効期限(年月日(西暦))を記録
	項目コード	数字	可変	特定健診の項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録
	項目名	漢字又は英語	可変	特定健診の項目名を記録(省略可)
追加健診項目及び人間ドックの検査結果情報(既往歴を含む)(注5)	データ値	数字又は漢字	項目により可変	特定健診のデータ値を記録
	単位	漢字又は英語	項目により可変	特定健診のデータ値の単位を記録(省略可)
	項目コード	数字	可変	追加健診項目及び人間ドックの項目コード(JLAC10・17桁コード)を記録
	項目名	漢字又は英語	可変	追加健診項目及び人間ドックの項目名を記録(省略可)
追加健診項目及び人間ドックの検査結果情報(既往歴を含む)(注5)	データ値	数字又は漢字	項目により可変	追加健診項目及び人間ドックのデータ値を記録
	単位	漢字又は英語	項目により可変	追加健診項目及び人間ドックのデータ値の単位を記録(省略可)
「検査結果・西暦記入欄」				

3. 決済用情報ファイル

(1) 決済情報ファイル(1健診結果あたり1ファイル。)

ファイルの記載内容	ファイル名	データ形式	記載内容	備考
受診情報	実施区分	数字	固定	特定健診：「1」を記録
	特定健診機関番号	数字	固定	特定健診機関番号を記録
	保険者番号	数字	固定	特定健診の受診者が加入している保険者番号を記録
	被保険者証等記号	漢字又は英語	可変	特定健診の受診者の被保険者証等記号を記録
	被保険者証等番号	漢字又は英語	可変	特定健診の受診者の被保険者証等番号を記録
	枝番	数字	固定	個人単位被保険者番号の枝番を記録(注2)
受診者情報	氏名	全角カタカナ	可変	特定健診の受診者氏名を記録
	生年月日	数字	固定	特定健診の受診者の生年月日(西暦)を記録
	男女区分	数字	固定	特定健診の受診者の性別を記録
	郵便番号	英数	固定	受診券裏面に記入された受診者の郵便番号を記録
	住所	漢字	可変	受診券裏面に記入された受診者の住所を記録
	受診券整理番号	数字	固定	保険者が記載した受診券の整理番号を記録
受診券情報	有効期限	数字	固定	受診券の有効期限(年月日(西暦))を記録
	窓口受付(基本的な検査)	数字	固定	基本的な健診項目に係る窓口受付の種別(1: 施設なし、2: 定額負担、3: 定額負担、4: 保険者負担(標準))を記録
	窓口受付額(取扱額)	数字	可変	受診券に記載された貰扱額(取扱額)又は保険者負担上限額を記録
	窓口受付額(標準)	数字	可変	人間ドックの場合に記録しない

窓口負担(詳細な健診)	数字	1	固定	診療な健診項目に係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定期負担、3:定期負担・4:保険者負担上取扱)を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記録しない)	
	数字	6	固定	受診券に記載された負担額(円)又は保険者負担上取扱を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記録しない)	
	数字	1	固定	追加健診に係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定期負担、3:定期負担・4:保険者負担上取扱)を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記録しない)	
	数字	6	固定	受診券に記載された負担額(円)又は保険者負担上取扱を記録	別表6参照 (人間ドックの場合は記録しない)	
	数字	1	固定	人間ドックに係る窓口負担の種別(1:負担なし、2:定期負担、3:定期負担)を記録	別表6参照	
	数字	6	固定	受診券に記載された負担額(円)を記録	別表6参照	
	数字	1	固定	人間ドックに係る窓口負担の種別が保険者負担上取扱の場合に記載する(4:保険者負担上取扱)を記録	別表6参照	
	数字	6	固定	受診券に記載された医療子負担上取扱を記録	別表6参照	
	数字	1	固定	窓口区分の種別を記録	別表7参照	
	委託料単価(別健診・集团健診)区分	数字	1	固定	委託料単価の種別を記録	別表15参照 (人間ドックの場合は記録しない)
会員情報	単価(基本的な健診)	数字	9	可変	基本的な健診項目の単価を記録	別表8参照 (人間ドックの場合は記録しない)
	単価(詳細な健診)	数字	1	固定	詳細な健診項目のコードを記録	別表8参照 項目ごとに繰り返し記録 (人間ドックの場合は記録しない)
	単価(追加健診又は人間ドック)	数字	17	固定	追加健診項目のコード(DLACIO-17桁コード)を記録(人間ドックの場合は記録したい)	項目ごとに繰り返し記録 (注4)
	数字	9	可変	追加健診又は人間ドックの單価を記録		
	窓口負担金額(基本的な健診)	数字	6	固定	基本的な健診項目に係る窓口負担金額を記録	(人間ドックの場合は記録しない)
	窓口負担金額(詳細な健診)	数字	6	固定	詳細な健診項目に係る窓口負担金額を記録	(人間ドックの場合は記録しない)
	窓口負担金額(追加健診又は人間ドック)	数字	6	固定	追加健診又は人間ドックに係る窓口負担金額を記録	
	単価(合計)	数字	9	可変	単価の合計金額を記録	
代行機関の処理結果	窓口負担金額(合計)	数字	9	可変	特定健診の受診者が窓口で負担した合計金額を記録	
	他の検診による負担金額	数字	9	可変	検査実施において、他の法令に基づく検査(生活機能評価等)を実施した場合の、他の検査にて負担する金額を記録	
	請求金額	数字	9	可変	請求受診者に係る保険者への請求金額を記録	
	種別	数字	3	固定	データ種別を記録	別表1参照
	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
	返戻理由	数字	25	固定	代行機関による返戻理由等(詳細)を記録	別表9参照
保険者の処理結果	種別	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照
	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	
	返戻返戻理由	数字	25	固定	保険者による返戻返戻理由コードを記録	別表10参照
	数字	200	可変	保険者による返戻返戻理由等(詳細)を記録	別表10参照	

### (3) 特定健診機関等の集計情報ファイル(1枚あたり1ファイル)

ファイルの構成内容	ファイル名	主な欄	欄	記述内容	備考	
集計情報	実施区分	数字	1	固定	特定健診「1」を記録	別表3参照
	特定健診受診者の総数	数字	6	可変	特定健診受診者の総数を記録	
	特定健診の単価の企画統計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の単価(合計)の集計を記録	
	特定健診の窓口負担の金額統計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の窓口負担金額(合計)の集計を記録	
	他の検診による負担金額の統計	数字	9	可変	検査実施において、他の法令に基づく検査(生活機能評価等)を実施した場合の、他の検査にて負担する金額(合計)の集計を記録	
	特定健診の請求金額統計	数字	9	可変	特定健診に係る決済情報の請求金額の集計を記録	

注1 番号は数字“YYYYMMDD”的形式で精算するが、人力時・出力時のみ被保険者証や受診券等の印字を読み取る(数字“GTINBDD”的形式)で対応することも考えられる。

注2 受診については把握できる範囲内で確認。人力を行り(後期高齢者については、入力不要)。

注3 氏名は全角カタカナの形式で階級するが、受診券、被保険者証及びそれらのQRコードでは半角カタカナとなるため、入力時・出力時のみ半角カタカナで対応することも考えられる。

注4 特定健診以外の項目について、項目と単価がそれぞれ設定されている場合は、項目ごとに繰り返し記録する。

複数の項目をグループ化して單価が設定されている場合(がん検診、事業者健診、人間ドック等)はその單価のみ記録し請求が行われる。

その請求金額について、負担すべき者が複数含まれており、かつ保険者に一括で請求される取り決めをしている場合(特定健診実施機関において、各負担者ごとに分項し直接受付するべきであるが、そういう場合)は、請求を受けた保険者において、各負担者分を分離し、それぞれに請求する。

注5 「特定健診の結果(結果・検診結果情報)欄や「追加健診項目及び人間ドックの検診項目結果情報」欄は、規格の「健診結果・質問票情報」から一部抜粋した項目を列挙しているに過ぎず、実際は「健診結果・質問票情報」がデータとして読み込まれる(そのため、「結果識別」「データ基準(下限値・上限値)」「データ値コメント」の項目は上部表では省略)。なお、検診当該者の検診結果については、「特定健診の結果(結果・質問票情報)欄を使用する。

注6 各ファイルはXML標準形式とする。本表は必須項目の一部を示したものであり、XML標準形式に生成するために必要な情報をについては、本表にない詳細な技術的規格を掲載している[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-tsuitei/bunya/m1\\_30750.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-tsuitei/bunya/m1_30750.html)を参照すること。

## 特定保健指導データの電子的管理のためのファイル仕様

## 特定保健指導情報の文機用基本情報ファイル(保険指導結果あたり)ファイル(1)

ファイルの記載内容	フィールド名	データ型	最大データ量	記述	備考
特定保健指導の文機用 情報	種別	数字	1	固定 計算対象・文書は付箋の別を記録	別表1参考
	交付元機関	数字	10	可変 指定保健指導機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参考
	送付先機関	数字	10	可変 特定保健指導機関番号、代行機関番号又は保険者番号を記録	別表2参考
	作成年月日	数字	8	固定 ファイルの作成年月日(西暦)を記録	
	実施区分	数字	1	固定 特定保健指導(1)を記録	別表3参考
	総ファイル数	数字	6	可変 特定保健指導情報ファイルの数と決済情報ファイルの数を合わせて記録	

## 特定保健指導情報ファイル(保険指導結果あたり)ファイル(2)決済あたり検証ファイル(1)

ファイルの記載内容	フィールド名	データ型	最大データ量	記述	備考
特定保健指導利用 情報	報告区分	数字	12	固定 特定保健指導:「1」を記録 特定保健指導:「2」を記録 特定保健指導:「3」を記録	報告区分:別表1参考 区分区分:別表2参考 実施時期:別表3参考
	実施年月日	数字	8	固定 特定保健指導の実施年月日(西暦)を記録	(注1) 既存様式の項目名 「保健指導実施予定期」
	特定保健指導機関番号 名称	数字	10	固定 特定保健指導機関番号を記録	別表2参考
	運営番号	英数	8	可変 特定保健指導機関の運営番号を記録	(注2)
	所在地	漢字	80	可変 特定保健指導機関の所在地を記録	
	連絡番号	英数	15	可変 特定保健指導機関の連絡番号を記録	
特定保健指導利用 情報	整理事用番号1~ 整理事用番号2~ 整理事用番号3~ 整理事用番号4~ 整理事用番号5~ 整理事用番号6~ 整理事用番号7~ 利用者番号	英数	64	固定 整理事用番号の記録	既存用番号不要 固への実績番号(既存化) を記入する時のみ使 用
	被保険者登録記号	漢字又 は英数	40	可変 特定保健指導の利用者の被保険者登録記号を記録	レセプト算形式と同じ
	被保険者証等番号	漢字又 は英数	40	可変 特定保健指導の利用者の被保険者証等番号を記録	レセプト算形式と同じ
	姓	英数	2	固定 個人単位被保険者番号の姓を記録	(注3)
	氏名	全角カ タカナ	40	可変 特定保健指導の利用者氏名を記録	(注3)
	生年月日	数字	8	固定 特定保健指導の利用者の生年月日(西暦)を記録	(注4)
利用券情報	男女区分	数字	1	固定 特定保健指導の利用者の性別を記録	別表4参考
	郵便番号	英数	8	固定 特定保健指導の利用者の郵便番号を記録	(注5)
	利用券整理番号	数字	11	固定 利用券に記載されている連座番号を記録。利用券が複数の場合においても、枚数から求めがあった場合は、指定された利用券整理番号および有効期限を記録	別表5参考
	特定健診受診整理番号	数字	11	固定 保険者が記載した利用券の特定健診受診整理番号を記録	別表6参考
	有効期限	数字	8	固定 利用券の有効期限(年月日(西暦))を記録	
保健指導実施情報 (該付) (注6)	保健指導区分	数字	1	固定 整理番号支給、積極的支援、動機付け支援相手の別等を記録	別表12参考
	支援形態	数字	1	固定 支援形態の別を記録(記載する実施内容により名称は異なる。)	別表12参考
	回数	数字	3	可変 支援回数を記録(記載する実施内容により名称は異なる。)	別表12参考
	ポイント	数字	4	可変 支援ポイントを記録(記載する実施内容により名称は異なる。)	別表12参考

## 3 決済用情報ファイル

## (1) 決済情報ファイル(保険指導結果あたり)ファイル(1)

ファイルの記載内容	フィールド名	データ型	最大データ量	データ 形式	記述	備考
利用情報	実施区分	数字	1	固定 特定保健指導:「1」を記録	別表1参考	
	保健指導区分	数字	1	固定 整理付け支援、積極的支援、動機付け支援相手の別等を記録	別表12参考	
	実施特徴	数字	1	固定 特定保健指導の実施特徴・実施評価面の別を記録	別表11参考	
	特定保健指導機関番号	数字	10	固定 特定保健指導機関番号を記録		
	保険者番号	数字	9	固定 特定保健指導の利用者が加入している保険者の保険者番号を記録		
	被保険者登録記号	漢字又 は英数	40	可変 特定保健指導の利用者の被保険者登録記号を記録		
利用者情報	被保険者証等番号	漢字又 は英数	40	可変 特定保健指導の利用者の被保険者証等番号を記録		
	姓	英数	3	固定 個人単位被保険者番号の姓を記録。(注2)		
	氏名	全角カ タカナ	40	可変 特定保健指導の利用者氏名を記録		
	生年月日	数字	10	固定 特定保健指導の利用者の生年月日(西暦)を記録		
	男女区分	数字	1	固定 特定保健指導の利用者の性別を記録		
	郵便番号	英数	8	固定 特定保健指導の利用者の郵便番号を記録		
利用券情報	利用券整理番号	数字	11	固定 利用券に記載されている連座番号を記録。利用券が複数の場合においても、枚数から求めがあった場合は、指定された利用券整理番号および有効期限を記録	特定保健指導情報 と決済情報を組付 けするための情報	
	特定健診受診整理番号	数字	11	固定 保険者が記載した利用券の特定健診受診整理番号を記録		
	有効期限	数字	8	固定 利用券の有効期限(年月日(西暦))を記録		
	券口負担	数字	1	固定 券口負担の種別(1:負担なし、2:定期負担、3:定率負担)を記録	別表6参考	
	被保険者登録番号	数字	6	固定 利用券に記載された負担額(円)を記録		
	被保険者証等番号	数字	1	固定 被保険者の種別(1:保険者負担上保証)を記録	別表6参考	
決済情報	被保険者登録番号	数字	6	固定 利用券に記載された保険者負担上取扱を記録		
	取扱	英数	2	可変 特定保健指導の取扱を記録		
	支払料金	数字	3	可変 対応料金に定められている請求料金の支払料金(円)を記録	支払料金時及び途中終 了時の場合に記録	
	実施済みポイント数	数字	4	可変 積極的支援の場合に実施済みのポイント数を記録	支払料金時及び途中終 了時の場合に記録	
	計画上のポイント数	数字	4	可変 計画上の継続的な支援のポイント数(合計)を記録	支払料金時及び途中終 了時の場合に記録	

	算定金額	数字	0	可変	単純に請求時点の支払割合を乗じた金額を記録	保険者への請求金額と請求時点の利用者窓口負担額の合計金額
	窓口負担金額	数字	1	固定	窓口負担収の状況を記録	別表1参照
	特定健診指導料	数字	0	可変	特定保健指導の利用者が窓口で負担した金額を記録	別表1参照
	請求金額	数字	0	可変	当該対応者に乗る保険者への請求金額を記録	

代行機関の処理結果	種別	数字	2	固定	データ種別を記録	別表1参照
	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	別表1参照
	返済理由	数字	2	固定	代行機関による返済理由コードを記録	別表9参照
被扶養者の処理結果	種別	数字	2	可変	代行機関による返済理由子(詳細)を記録	別表1参照
	記録年月日	数字	8	固定	記録年月日(西暦)を記録	別表1参照
	過誤返戻理由	数字	2	固定	保険者による過誤返戻理由コードを記録	別表10参照
		数字	200	可変	保険者による過誤返戻理由子(詳細)を記録	

## (2) 特定保健指導等の集計記録ファイル

ファイルの登録内容	フィールド名	コード	最大 長さ	データ 種別	記録内容	備考
集計情報	実施区分	数字	1	固定	特定保健指導・「2」を記録	別表1参照
	特定保健指導利用者の総数	数字	6	可変	特定保健指導利用者の総数を記録	
	特定保健指導の算定金額の 総計	数字	6	可変	特定保健指導に係る決済情報の算定金額の集計を記録	
	特定保健指導対象者の窓口 負担の金額総計	数字	6	可変	特定保健指導に係る決済情報の窓口負担金額の集計を記録	
	特定保健指導の請求金額総 計	数字	6	可変	特定保健指導に係る決済情報の請求金額の集計を記録	

注1： 国庫は数字 “YYYYMMDD” の形式で格納するが、入力時・出力時のみ被保険者証や利用券等の印字を読み取った後(数字 “GTYWMD” の形式)で対応することも考えられる。

注2： 税番については把握できる範囲内で確認・入力を行う。

注3： 氏名は全角カタカナの形式で格納するが、利用券、被保険者証及びそれらのQRコードでは半角カタカナとなるため、入力時・出力時のみ半角カタカナで対応することも考えられる。

注4： 「保健指導結果情報」欄は、別添の「保健指導情報」から一部抜粋した項目を列挙しているに過ぎず、先端は「保健指導情報」がデータとして挿入される。

注5： 各ファイルはXML標準形式とする。本表は必須項目の一例を示したものであり、XML標準形式に生成するために必要な情報等については、本表にない詳細な技術的規格を掲載している<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130799.html>を参照すること。

別表1 種別コード

コード名	コード	内容	備考
種別コード	1	特定健診機関又は特定保健指導機関から代行機関	請求
	2	代行機関から特定健診機関又は特定保健指導機関	返戻
	3	代行機関から保険者	請求
	4	保険者から代行機関(未決済データの場合)	返戻依頼
	5	保険者から代行機関(決済済データの場合)	誤認請求
	6	特定健診機関又は特定保健指導機関から保険者	
	7	保険者から特定健診機関又は特定保健指導機関	
	8	保険者から保険者	代行機関を介しない場合
	9	その他	
	10	保険者から回	実績報告
	11	代行機関から保険者へ確認依頼	確認依頼
	12	閲覧用	閲覧用特定健診結果
	13	予備	開業機関からの要望により設定
	14	予備	
	15	予備	
	16	予備	
	17	予備	
	18	予備	
	19	予備	
	20	予備	

別表2 特定健診機関等の番号

コード名	バイト数	内容	備考
特定健診機関等の番号	10	特定健診機関番号・特定保健指導機関番号	番号の設定については、手引きを参照
	8	代行機関番号	
	8	保険者番号	
	未定	その他	

別表3 実施区分コード

コード名	コード	内容	備考
実施区分コード	1	特定健診情報	
	2	特定保健指導情報	
	3	国への実績報告(匿名化済)	
	4	他の健診結果の受領分	事業者健診の結果を受領した場合
	5	国への実績報告(匿名化前)	
	6	予備	
	7	予備	
	8	予備	
	9	予備	

別表4 男女区分コード

コード名	コード	内容	備考
男女区分コード	1	男	
	2	女	

別表5-① 受診券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁) + 種別「1桁」 + 個人番号「8桁」

種別番号	種別	備考
1	特定健康診査	
5	特定健康診査+特定保健指導	セット券

※ 発行に当たっては、整理番号は連番とし、欠番は設定しない。

※ 個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できる。

(発行場所が複数拠点の場合に、支所番号を先頭に付番する等、ただし、その場合でも連番での設定を遵守すること。)

別表5-② 利用券整理番号設定ルール

年度番号「2桁」(西暦下2桁) + 種別「1桁」 + 個人番号「8桁」

種別番号	種別	備考
2	特定保健指導(総額的支援)	
3	特定保健指導(動機付け支援)	
4	特定保健指導(動機付け支援相当)	
5	特定健康診査+特定保健指導	セット券

※ 発行に当たっては、整理番号は連番とし、欠番は設定しない。

※ 年度番号については、特定保健指導の基になった特定健康診査の実施年度を記載する。

※ 個人番号部分については、保険者の実情に応じて設定できる。

(国への実績報告時においては、利用券を発券しない場合は、個人番号については固定値「00000000」を埋める。)

別表6 病口負担コード

コード名	コード	内容	備考
病口負担コード	1	受診者・利用者は負担なし	
	2	受診者・利用者は定額負担	(単位：円)
	3	受診者・利用者は定額負担	(単位：%)
	4	保険者の負担上限額	(単位：円)

別表7 請求区分コード

コード名	コード	内容	備考
請求区分コード	1	基本的な健診	
	2	基本的な健診+詳細な健診	
	3	基本的な健診+追加健診項目	
	4	基本的な健診+詳細な健診+追加健診項目	
	5	人間ドック	

別表8 詳細な健診項目コード(医師の判断による追加健診項目)

コード名	コード	内容	備考
詳細な健診項目コード	1	貧血検査	
	2	心電図検査	
	3	眼底検査	
	4	血清クレアチニン検査	

別表9 代行機関の処理結果

コード名	コード	内容	備考
返戻理由コード	01	データの記録形式不備	
	02	データの記録もれ	
	03	健診結果データ異常	
	04	契約対象外	
	05	受診券・利用券の整理番号不備	
	06	有効期限外	
	07	窓口負担金額不備	
	08	健診・指導機関からの取下げ依頼による	
	09	その他	具体的な内容を返戻理由2に記録

別表10 過誤返戻理由コード

コード名	コード	内容	備考
過誤返戻理由コード	01	被保険者証の記号・番号の誤り	
	02	受診券・利用券の整理番号の誤り	
	03	受診者・利用者氏名の誤り	
	04	該当者なし	
	05	保険者番号と記号の不一致	
	06	資格喪失後の受診	資格喪失日・該回収日を過誤返戻理由2に記録
	07	重複請求	複数回健診受診等を含む
	08	健診・指導機関からの取下げ依頼による	
	09	その他	具体的な内容を過誤返戻理由2に記録

別表11 保健指導実施時点コード

コード名	コード	内容	備考
保健指導実施時点コード	1	開始時	
	2	実績評価時	集合契約の場合の最終決済時に記録 被保険者資格喪失による利用停止・脱落等
	3	途中終了時	
	4	その他	個別契約の場合に記録(月次決済時、報告のみ等)1~3に該当しない場合
	5	初回未完了	初回面接を分割実施し、被保険者資格喪失による利用停止・脱落等により初回面接①のみとなつた場合

別表12 保健指導区分コード

コード名	コード	内容	備考
保健指導区分コード	1	積極的支援	
	2	動機付け支援	
	3	動機付け支援相当	

別表13 保健指導支援形態コード

コード名	コード	内容	備考
保健指導支援形態コード	1	個別支援(対面)	
	2	個別支援(遠隔)	
	3	グループ支援(対面)	
	4	グループ支援(遠隔)	
	5	電話	
	6	電子メール等	

別表14 窓口負担徴収コード

コード名	コード	内容	備考
窓口負担徴収コード	1	初回指導時全額徴収した場合	
	2	1以外の場合	

別表15 委託料単価(個別健診・集団健診)区分コード

コード名	コード	内容	備考
委託料単価(個別健診・集団健診)区分コード	1	個別健診	
	2	集団健診	

別表16 健診プログラムサービスコード

コード名	コード	内容	備考
健診プログラムサービスコード	000	不明	
	010	特定健診検査	
	020	広域連合の保健事業	
	030	事業者健診(労働安全衛生法に基づく健診)	
	040	学校健診(学校保健法に基づく職員健診)	
	060	がん検診	
	090	肝炎検診	
	990	上記ではない健診(検診)	

別表17 報告区分コード

コード名	コード	内容	備考
報告区分コード	10	特定健診情報	(注1)
	19	提出済み健診情報(閲覧用ファイル)の削除依頼	(注1)(注2)
	21	特定保健指導情報(開始時)	(別表11のコード1に相当)
	22	特定保健指導情報(実績評価時=集合契約の場合の最終決済時)	(別表11のコード2に相当)
	23	特定保健指導情報(途中終了時=利用停止等)	(別表11のコード3に相当)
	24	特定保健指導情報(その他)	(別表11のコード4に相当)
	25	特定保健指導情報(初回未完了)	(別表11のコード5に相当)
	40	特定健診以外の健診結果を送付	(注1)
	41	事業者健診	
	42	自治体検診	
	43	乳幼児健診	
	44	妊娠健診	
	49	提出済み事業者健診等情報(閲覧用ファイル)の削除依頼	(注2)
	99	そのほか	

注1 送信側がXMLファイルを作成する時には、実施区分コード(別表3)1桁を10の位に設定し、1の位にはゼロを設定するものとする。受信側がXMLファイルを受信して使用する場合には、報告区分2桁のうち10の位の1桁をとりだし、実施区分コード(別表3)として取得し使用する。ただし、特定健診情報ファイル(閲覧用)において提出済健診情報の削除依頼時は「19」を設定する。

注2 保険者からの閲覧用ファイルの削除依頼に使用。









## 介護指導情報

登録区分(241)	1回目の訪問日付	医療への実績登録番号	項目コード	項目名	データ値	データタイプ	単位	備考	
								コード	分
1101	○	△	1020000001	保健指導区分		コード		1:積極的支援、2:動機付け支援、3:動機付け支援相当なし、4:医療あり(6ヶ月以内)、5:医療あり(6ヶ月以上)、6:医療済み(6ヶ月未満)、7:既経済済(6ヶ月以上)	
1102	△	△	1020000002	行動変容ステータス		コード			
1103	☆		1020000003	保健指導ロースト		漢字			
1104	☆	○	1020000004	健診実施年月日(健診用)		年月日		YYYYMMDD	特定保健指導に対応する健診実施年月日と同一である必要がある
1105		△	1020000005	保健指導後 服薬1(血压)		コード		1:保健指導以後に服薬開始を確認該対象から除外する場合に記載し、服薬中であっても保健指導を継続した場合は記載しない	
1106		△	1020000006	保健指導後 服薬2(血糖)		コード		1:保健指導以後に服薬開始を確認該対象から除外する場合に記載し、服薬中であっても保健指導を継続した場合は記載しない	
1107		△	1020000007	保健指導後 服薬3(脂質)		コード		1:保健指導以後に服薬開始を確認該対象から除外する場合に記載し、服薬中であっても保健指導を継続した場合は記載しない	
1301	○	○	1022000011	初回面接の実施日付		年月日		YYYYMMDD	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等
1302	○	○	1022000012	初回面接による支援の支援形態		コード			5:電話及び「6:電子メール等」は、初回面接を分割して実施した場合における2回目(初回面接②)のみ入力可能
1303	○	△	1022000016	健診後早期の生活習慣		数字	分	0:実施なし、1:当日、2:1週間以内(当日は除く)	
1304	○	○	1022000017	初回面接の実施時間		数字	分	1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他	
1305	○		1022000018	初回面接の実施者		漢字		文字数上限は256文字	
1306	○		1022000090	初回面接結果		漢字			
1331	●	●	1021000020	健診的支援予定期間		数字	日		
1332	●		1021000031	目標期間		数字	日		
1333	●		1021000032	目標体重		数字	kg		
1334	●		1021000033	目標収縮期血圧		数字	mmHg		
1335	●		1021000034	目標拡張期血圧		数字	mmHg		
1336	●		1021000050	一日の摂取目標エネルギー量		数字	kcal		
1337	●		1021000051	一日の運動による目標エネルギー量		数字	kcal		
1338	●		1021000052	一日の食事による目標エネルギー量		数字	kcal		
1339	●	●	1021001053	計画上の健康・体重の改善		日	分	0:計画なし、1:達成、2:未達成、3:目標なし	
1340	●	●	1021001054	計画上の生活習慣の改善(食習慣)		日	分	0:計画なし、1:計画あり	
1341	●	●	1021001055	計画上の生活習慣の改善(運動習慣)		日	分	0:計画なし、1:計画あり	
1342	●	●	1021001056	計画上の生活習慣の改善(就寝習慣)		日	分	0:計画なし、1:計画あり	
1343	●	●	1021001057	計画上の生活習慣の改善(休息習慣)		日	分	0:計画なし、1:計画あり	
1344	●	●	1021001058	計画上の生活習慣の改善(その他の生活習慣)		日	分	0:計画なし、1:計画あり	
1345	●	●	1021001059	計画上のポイント(アラートおよび計画の合意)		数字		自動計算	
1501	▲*		1032000011	中間評価の実施日付		年月日		YYYYMMDD	
1502	▲*		1032000012	中間評価の支援形態		コード		1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等	
1503	▲*		1032000013	中間評価の実施時間		数字	分		
1504	▲*		1032000014	中間評価の実施ポイント		数字		自動計算	
1505	▲*		1032000015	中間評価の実施者		コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他	
1506	▲*		1032001081	中間評価時の状態		数字	分	YYYYMMDD	
1507	▲*		1032001032	中間評価時の体重		数字	kg		
1508	▲*		1032001033	中間評価時の吸収期血圧		数字	mmHg		
1509	▲*		1032001034	中間評価時の摂取目標量		数字	kg		
1510	▲*		1032001041	中間評価時の健康・体重の改善		コード		0:未達成、1:達成、2:目標なし	
1511	▲*		1032001042	中間評価時の生活習慣の改善(食習慣)		コード		0:未達成、1:達成、2:目標なし	
1512	▲*		1032001043	中間評価時の生活習慣の改善(運動習慣)		コード		0:未達成、1:達成、2:目標なし	
1513	▲*		1032001043	中間評価時の生活習慣の改善(就寝習慣)		コード		0:未達成、1:達成、2:目標なし	
1514	▲*		1032001045	中間評価時の生活習慣の改善(休息習慣)		コード		0:未達成、1:達成、2:目標なし	
1515	▲*		1032001046	中間評価時の生活習慣の改善(その他の生活習慣)		コード		0:未達成、1:達成、2:目標なし	
1516	▲		1032001098	中間評価結果		漢字			
1411	★	★	1032300011	支援①の実施日付		年月日		YYYYMMDD	
1412	★		1032300012	支援①の支援形態		コード		1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等	
1413	★		1032300013	支援①の実施時間		数字	分	自動計算	
1414	★		1032300014	支援①の実施ポイント		数字		自動計算	
1415	★		1032300015	支援①の実施者		コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他	
1416	★		1032300091	支援①の情報		漢字		文字数上限は256文字	
1417	★		1032300011	支援②の実施日付		年月日		YYYYMMDD	
1422		★	1032300013	支援②の支援形態		コード		1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等	
1423	★		1032300013	支援③の実施時間		数字	分	自動計算	
1424	★		1032300014	支援③の実施ポイント		数字		自動計算	
1425	★		1032300015	支援③の実施者		コード		1:医師、2:保健師、3:管理栄養士、4:その他	
1426	▲		1032300090	支援③の情報		漢字		文字数上限は256文字	
1431	★	★	1032300011	支援④の実施日付		年月日		YYYYMMDD	
1432	★	★	1032300012	支援④の支援形態		コード		1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等	
1433	★	★	1032300013	支援⑤の実施時間		数字	分	自動計算	

1434	★	1032300014	支援④の実施ポイント		数字	自動計算
1435	★	1032300015	支援⑤の実施回数		コード	1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他 文字数上限は256文字
1436	▲	1032300090	支援回数		漢字	
1441	★	1032300011	支援①の実施日付		年月日	YYYYMMDD
1442	★	1032300012	支援④の支援形態		コード	1: 個別支援(対面)、2: 個別支援(遠隔)、3: グループ支援(対面)、4: グループ支援(遠隔)、5: 電話、6: 電子メール等
1443	★	1032300013	支援①の実施時間		数字	分
1444	★	1032300014	支援④の実施ポイント		数字	自動計算
1445	★	1032300015	支援⑤の実施回数		コード	1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他 文字数上限は256文字
1446	▲	1032300090	支援回数		漢字	
1601	○	1042000011	実績評価の実施回数		年月日	YYYYMMDD
1602	○	1042000012	実績評価の支援形態又は確認方法		コード	1: 個別支援(対面)、2: 個別支援(遠隔)、3: グループ支援(対面)、4: グループ支援(遠隔)、5: 電話、6: 電子メール等
1603	○	1042000015	実績評価の実施者		コード	1: 医師、2: 保健師、3: 管理栄養士、4: その他
1604	△	1042000116	実績評価ができない場合の確認回数		数字	回
1605	○	1042001031	実績評価時の体重		数字	kg
1606	○	1042001032	実績評価時の体積		数字	kg
1607	△	1042001033	実績評価時の皮脂筋血圧		数字	mmHg
1608	△	1042001034	実績評価時の抗張筋血圧		数字	mmHg
1609	○	1042001041	実績評価時の腰痛・体位の改善		コード	0: 未達成、1: 達成、2: 未達成・2kg、3: 未達成・3kg
1610	○	1042001042	実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(食習慣)		コード	0: 未達成、1: 達成、9: 目標なし
1611	○	1042001041	実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(運動習慣)		コード	0: 未達成、1: 達成、9: 目標なし
1612	○	1042001043	実績評価時の保健指導による生活習慣の改善(喫煙習慣)		コード	0: 喫煙未達成、1: 喫煙達成、8: 非喫煙、9: 喫煙目標なし
1613	○	1042001045	実績評価時の生活習慣の改善(休養習慣)		コード	0: 未達成、1: 達成、9: 目標なし
1614	○	1042001046	実績評価時の生活習慣の改善(その他の生活習慣)		コード	0: 未達成、1: 達成、9: 目標なし
1615	○	1042001060	実績評価時のポイント(アウトカム評価の合計)		数字	自動計算
1616	▲	1042001090	実績評価摘要		漢字	文字数上限は256文字
1701	●	1041010010	計画上の継続的な支援の実施回数(個別支援(対面))		数字	回
1702	●	1041020010	計画上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援(対面))		数字	分
1703	●	1041010020	計画上の継続的な支援の実施回数(個別支援(遠隔))		数字	回
1704	●	1041020020	計画上の継続的な支援の合計実施時間(個別支援(遠隔))		数字	分
1705	●	1041010030	計画上の継続的な支援の実施回数(グループ支援(対面))		数字	回
1706	●	1041020030	計画上の継続的な支援の合計実施時間(グループ支援(対面))		数字	分
1707	●	1041010040	計画上の継続的な支援の実施回数(グループ支援(遠隔))		数字	回
1708	●	1041020040	計画上の継続的な支援の合計実施時間(グループ支援(遠隔))		数字	分
1709	●	1041010050	計画上の継続的な支援の実施回数(電話)		数字	回
1710	●	1041020050	計画上の継続的な支援の合計実施時間(電話)		数字	分
1711	●	1041010060	計画上の継続的な支援の実施回数(電子メール等)		数字	回
1712	●	1041010070	計画上の継続的な支援によるポイント(合計)		数字	自動計算
1713	●	1041010080	計画上のポイント(合計)		数字	自動計算
1731	●	1042010010	継続的な支援の実施回数(個別支援(対面))		数字	回
1732	●	1042020010	継続的な支援の合計実施時間(個別支援(対面))		数字	分
1733	●	1042010020	継続的な支援の実施回数(個別支援(遠隔))		数字	回
1734	●	1042020020	継続的な支援の合計実施時間(個別支援(遠隔))		数字	分
1735	●	1042010030	継続的な支援の実施回数(グループ支援(対面))		数字	回
1736	●	1042020030	継続的な支援の合計実施時間(グループ支援(対面))		数字	分
1737	●	1042010040	継続的な支援の実施回数(グループ支援(遠隔))		数字	回
1738	●	1042020040	継続的な支援の合計実施時間(グループ支援(遠隔))		数字	分
1739	●	1042010050	継続的な支援の実施回数(電話)		数字	回
1740	●	1042020050	継続的な支援の合計実施時間(電話)		数字	分
1741	●	1042010060	継続的な支援の実施回数(電子メール等)		数字	回
1742	●	1042010070	継続的なポイント(プロセス評価の合計)		数字	自動計算
1743	●	1042010080	ポイント(合計)		数字	自動計算
1744	▲	1042000118	禁煙指導の実施回数		数字	回

1735	●	●	1042000022	実施上の経緯的な支援の終了日	年月日	YYYYMMDD
1811	○	○	1042000081	保健指導機関番号(1)	数字	
1812	○	○	1042000082	保健指導機関名(1)	漢字	
1813	○	○	1042000085	主対応内容(1)	コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1814	○	○	1042000086	実施内容(1)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1821	○	○	1042000081	保健指導機関番号(2)	数字	
1822	○	○	1042000082	保健指導機関名(2)	漢字	
1823	○	○	1042000085	主対応内容(2)	コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1824	○	○	1042000086	実施内容(2)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1831	○	○	1042000081	保健指導機関番号(3)	数字	
1832	○	○	1042000082	保健指導機関名(3)	漢字	
1833	○	○	1042000085	主対応内容(3)	コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1834	○	○	1042000086	実施内容(3)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1841	○	○	1042000081	保健指導機関番号(4)	数字	
1842	○	○	1042000082	保健指導機関名(4)	漢字	
1843	○	○	1042000085	主対応内容(4)	コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1844	○	○	1042000086	実施内容(4)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1851	○	○	1042000081	保健指導機関番号(5)	数字	
1852	○	○	1042000082	保健指導機関名(5)	漢字	
1853	○	○	1042000085	主対応内容(5)	コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1854	○	○	1042000086	実施内容(5)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1861	○	○	1042000081	保健指導機関番号(6)	数字	
1862	○	○	1042000082	保健指導機関名(6)	漢字	
1863	○	○	1042000085	主対応内容(6)	コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1864	○	○	1042000086	実施内容(6)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1871	○	○	1042000081	保健指導機関番号(7)	数字	
1872	○	○	1042000082	保健指導機関名(7)	漢字	
1873	○	○	1042000085	主対応内容(7)	コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1874	○	○	1042000086	実施内容(7)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価
1881	○	○	1042000081	保健指導機関番号(8)	数字	
1882	○	○	1042000082	保健指導機関名(8)	漢字	
1883	○	○	1042000085	主対応内容(8)	コード	1:個別支援(対面)、2:個別支援(遠隔)、3:グループ支援(対面)、4:グループ支援(遠隔)、5:電話、6:電子メール等 ※「5:電話」及び「6:電子メール等」は、初回面接(分割して実施した場合は1回目)は入力不可能
1884	○	○	1042000086	実施内容(8)	コード	1:初回面接(分割実施以外)、2:初回面接①、3:初回面接②、4:中間評価、5:継続的支援、6:実績評価

注1：1回目の請求時=初回面接終了後、2回目の請求時=3ヶ月以後の実績評価終了後。

条件：○…必須入力項目、△…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目、△…情報を取り入力した場合に入力

●…必須入力項目(積極的支援の場合は、△…少なくとも保険者が委託により実施した場合は必須入力項目(積極的支援の場合)、▲…情報を入手した場合に入力(積極的支援の場合は、動機付け支援、動機付け支援併用の場合において、保険者との契約により経済的な支援の実施及びその報告が求められている場合についてのみ入力)(積極的支援に伴じた継続的支援を実施する場合のみ)。また、中間評価を実施した場合は、この項目は必須入力項目である。

注2：必須でなくとも全項目電子化し保管することも可。

注3：2回目以降の報告は、それまでのデータに追加(上書き)しやり取りするものとする。

注4：項目1811～1881については、初回面接(分割して実施した場合は初回面接①と初回面接②それぞれ)、中間評価(実施した場合のみ)、継続的支援(実施した場合のみ)、実績評価それぞれについて、保険者が直管で実施した場合も含めて入力する。